

人企第 2 2 3 9 号
令和 6 年 3 月 2 7 日

大阪府関連労働組合連合会
執行委員長 様

大 阪 府 知 事

労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第 3 条の
対象となる提案について（通知）

標記について、労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例（平成 25 年 12 月
24 日大阪府条例第 104 号）第 3 条に基づく提案を別紙のとおり通知します。

連絡先

大阪府総務部人事局企画厚生課
企画調整グループ 担当：上野・齊藤
電話：06-6944-6080

令和6年3月27日

夏期休暇の取得可能期間の見直しについて(提案)

1 提案理由

国家公務員の夏期休暇については、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）及び人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）が改正され、取得可能期間が延長されることとなった。本府においても、国に準じた見直しを行う。

2 提案内容

職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要によりやむを得ないと認められる場合の夏期休暇の取得可能期間について、下線のとおり見直す。

7月1日から9月 30 日まで（職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要によりやむを得ないと認められる場合にあつては、6月1日から 10月 31 日まで）

改正前：9月 30 日まで

改正後：10月 31 日まで

3 実施時期

令和6年6月1日

4 協議期限

令和6年4月24日